令和８年（フ）第９３８号
大阪府松原市西大塚１丁目15番18号
債務者　伴　　智朗
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９５７号
堺市東区高松122番地　大阪府営高松団地２棟108号
債務者　三木　　清
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９５８号
堺市東区高松122番地　大阪府営高松団地２棟108号
債務者　三木真紀子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９６３号
大阪府大阪狭山市池尻中３丁目４番19号（G102）
債務者　天見　　茜
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９６５号
堺市西区家原寺町１丁16番３―201号
債務者　川上みはる（旧姓高橋）
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９６９号
大阪府羽曳野市向野２丁目５番32号　クランコート羽曳野
債務者　尾﨑　　繁
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９７５号
堺市堺区北三国ヶ丘町８丁１番14号
債務者　大井　隆史
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９９１号
大阪府松原市高見の里４丁目１番24―402号
債務者　山下やす子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１０１０号
大阪府河内長野市南花台３丁目２番７―106号
債務者　小田タカ子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１０１６号
堺市北区南長尾町３丁１番１―308号、前住所堺市北区大豆塚町２丁47番地44
債務者　北原　和美
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１０２５号
堺市堺区熊野町東３丁２番４号　メゾンリオ503号、住民票上の住所堺市中区平井274番地10
債務者　南　　克昌
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１０５２号
堺市堺区協和町１丁22番地　西団地12号館401号
債務者　唯松　聖史
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第５７号
岡山県津山市林田222番地33
債務者　近藤久美子（旧姓　鵜塚）
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
岡山地方裁判所津山支部

令和８年（フ）第４４号
熊本県山鹿市中1410番地４　リッチフィールド102
債務者　木嶋　良次
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

令和８年（フ）第６９号
北海道伊達市末永町49番地13
債務者　佐藤　真弓
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和８年（フ）第２２３号
釧路市芦野２丁目22番20号　ドナルドハウス芦野、前住所釧路市春採１丁目３番28号　ドナルドハウス春採
債務者　昆野　春雄
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第７９号
福島県河沼郡柳津町大字細八字家ノ下甲1136番地１
債務者　渡部　麻美
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係